

◎新潟県告示第1111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成29年10月6日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 魚沼都市計画道路
- (2) 名称 3・4・3号 堀之内小出線  
3・4・7号 大石吉水線  
3・4・11号 月岡公園線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 3・4・3号 堀之内小出線
  - ア 追加する部分  
魚沼市大石字前島、字宮島、字上原、字菜畑沢及び字頭無の各一部
  - イ 削除する部分  
魚沼市大石字前島、字上原、字菜畑沢及び四日町字杉山の各一部
- (2) 3・4・7号 大石吉水線
  - ア 追加する部分  
魚沼市堀之内字宮林及び字関下の各一部
  - イ 削除する部分  
魚沼市堀之内字品袋、字岩野、字宮林及び字関下の各一部
- (3) 3・4・11号 月岡公園線
  - ア 追加する部分  
なし
  - イ 削除する部分  
魚沼市堀之内字関下、字上ノ原及び字西又の各一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 平成29年10月6日  
至 平成29年10月20日
- (2) 場所
  - ア 魚沼市大塚新田91-4（〒946-0004）  
新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課
  - イ 魚沼市今泉1488番地1（広神庁舎）（〒946-8555）  
魚沼市土木課都市整備室都市整備係

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

魚沼市の住民並びに利害関係人

6 意見書の提出期限

平成29年10月20日（金）（必着のこと。）